● 除雪の内容

⑴ 除雪は、生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日に１日１回実施します。**降雪のたびに実施するものではありません。**

⑵ 道路に面した出入り口は幅1.5 m 程度、出入り口から玄関先まで（敷地内）の通路部分は歩行に支障のないよう幅80 cm 程度で除雪します。
道路に面した出入り口付近の除雪は１カ所のみとし、車庫前およびロードヒーティング使用部分は除きます。
排雪は行いません。通路部分で除雪した雪は、敷地内に堆積します。
また、歩道除雪路線については、歩道と車道の間は除雪しません。

⑶ 実施時期は **令和８年 12 月１日（火）～令和９年３月 20 日（土）** です。

⑷ 除雪作業は、**利用者から時間指定できません。**実施時間は除雪車による道路除雪の作業終了後からお昼の１２時頃までとし、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れることがあります。

⑸ 敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容（範囲や時間帯等）についてご相談させていただく場合がありますので、予めご了承願います。

● 利用対象世帯

令和７年度（2025 年度）に福祉除雪を利用し、利用要件に変更がない世帯の方は引き続きご利用が可能です

下記の３つの項目にすべて該当する世帯が利用対象世帯となります。

- 道路に面している一戸建ての住宅に住んでいる世帯（入院中・施設入所中の方は対象外）
- 約５００メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯
- 世帯員全員が以下の条件の⑴から⑸のいずれかに該当し、**自力で除雪することが困難**と認められる世帯。（二世帯住宅等の形式で道路に面した出入り口部分を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。）
  または、**令和７年度（２０２５年度）に福祉除雪を利用し、利用要件に変動がない世帯**

⑴ **要介護１以上、または重度（１・２級）の身体障がいのある方**
⑵ **要支援１・２で、介護保険サービスを継続して利用している方**
⑶ **介護予防・生活支援サービス事業の対象者※で、介護保険サービスを継続して利用している方**
⑷ **⑴に該当する方を専ら介護し除雪することが困難と認められる７０歳以上の方**
⑸ 札幌市社会福祉協議会が特に認めた方

※要介護（要支援）認定は受けていないが、札幌市介護予防・日常生活支援総合事業を利用されている方。

〔市社会福祉協議会が特に認める世帯と考えられる例〕

- 重度の知的障がいのある方または精神障がいのある方だけで構成されている世帯
- 中度（３・４級）の肢体不自由または内部障がいのある方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と病弱の方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と学齢児童以下の方だけで構成されている世帯
- 子の扶養に入っていても、子とは別居で、実態として上記⑴～⑷の項目に当てはまる世帯
- 上記⑴～⑷の項目に当てはまる方のほかに専ら除雪を担当している方が、骨折や病気等で一時的に除雪ができないと認められる世帯
- 約500メートル以内に子や子の配偶者がいても、その子等が怪我や病気等で除雪ができないと認められる世帯

※いずれも診断書・障害者手帳・療育手帳等による判断となります。